

## 集合場所

# 現地案内のお知らせ

売払番号:立木2、3号

### 現地案内

日時 令和8年6月11日(木曜日)

10:00集合

集合場所 三次森林事務所

広島県三次市十日市中2丁目5-19

案内者 広島北部森林管理署

三次森林事務所

主任森林整備官 鶴田 雅拓

TEL 0824-63-0532

携帯 090-1187-1319



立木 2 号

# 第1回 立木公売物件

## 立木2号林内写真

所在：広島県三次市日下町 鳴瀬山国有林35い1 林小班外1

ヒノキ



ヒノキ

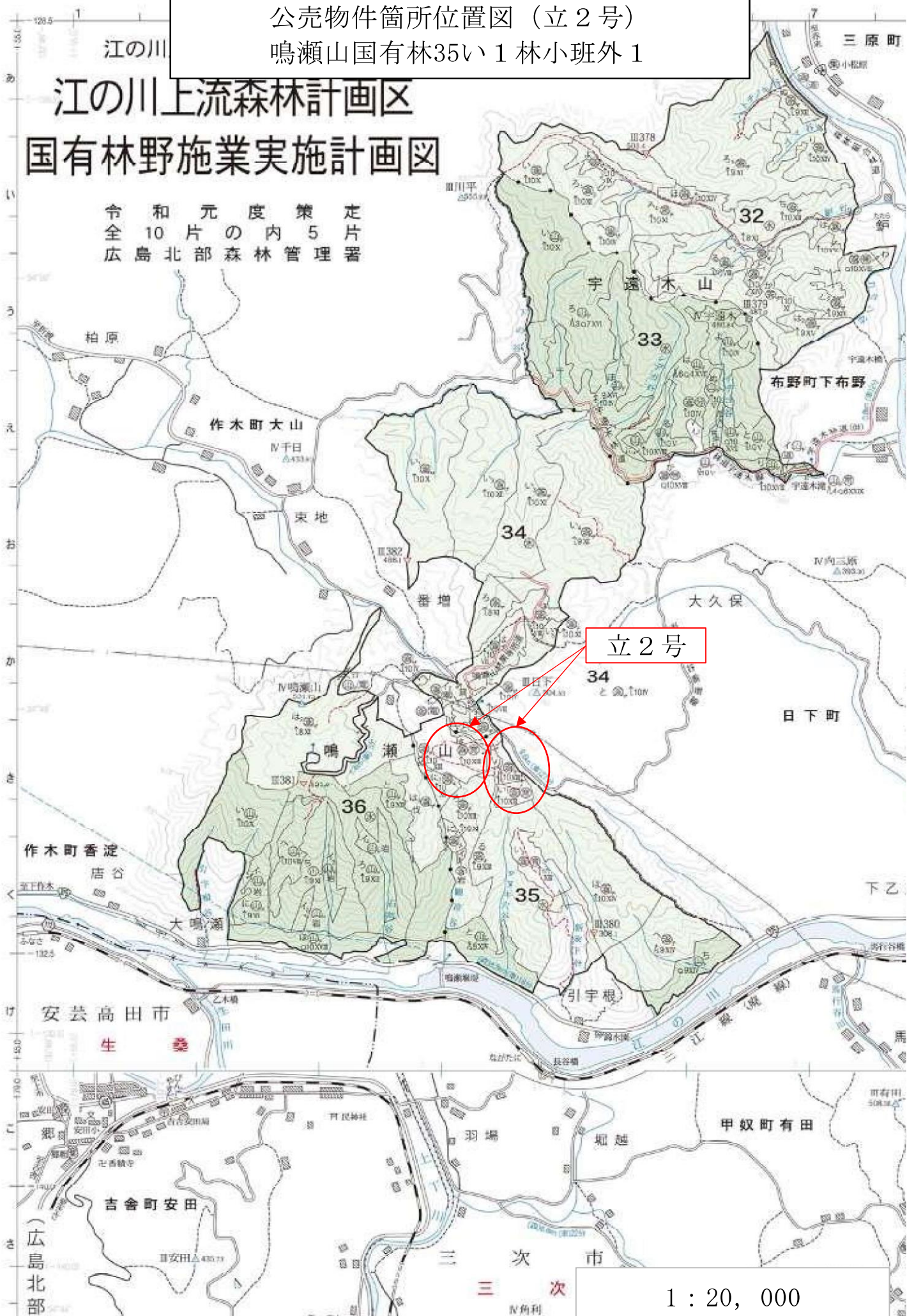


公売物件箇所位置図（立2号）  
鳴瀬山国有林35い1林小班外1

# 江の川上流森林計画区

## 国有林野施業実施計画図

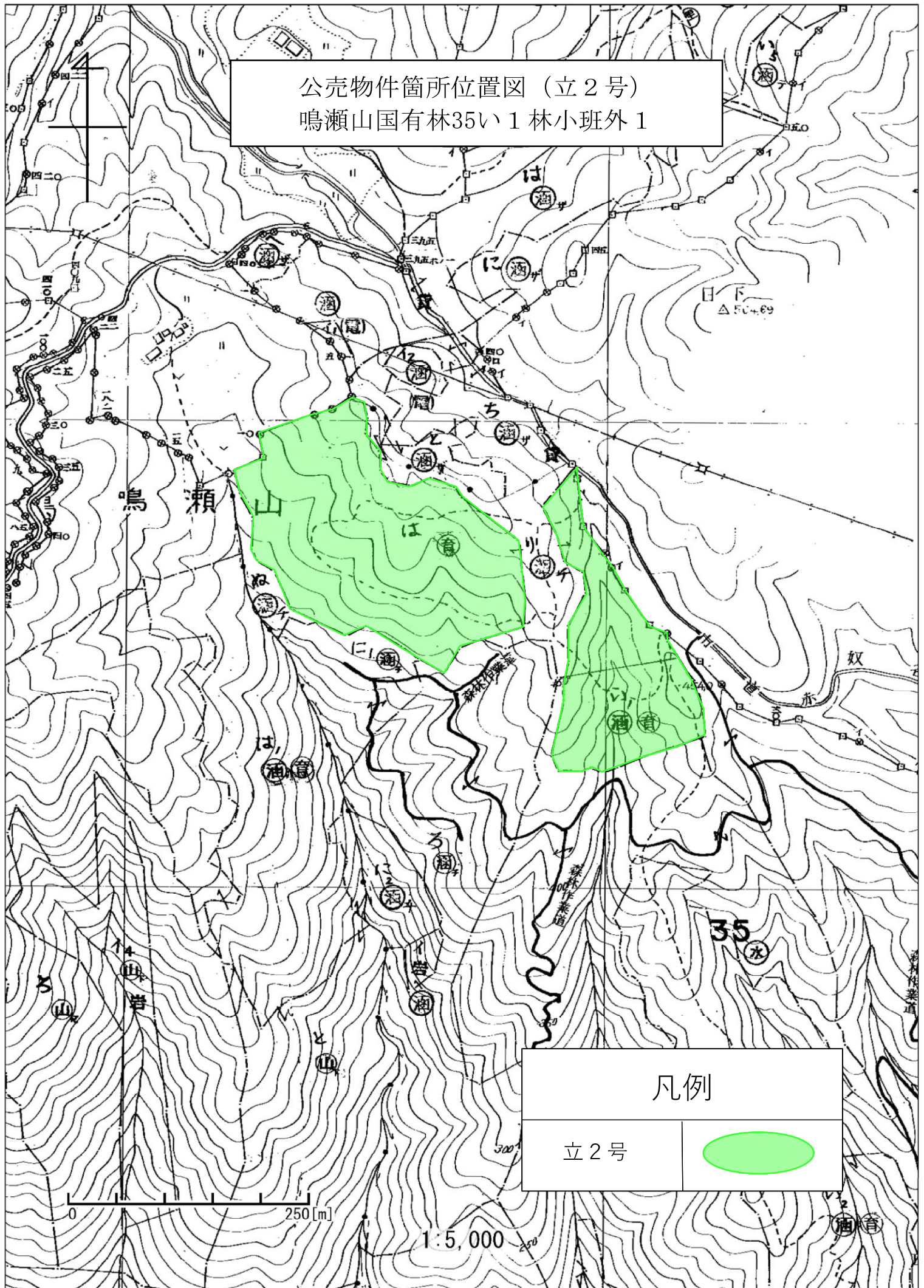
令和元年度策定  
全10片の内5片  
広島北部森林管理署



立2号

1 : 20, 000

公売物件箇所位置図 (立2号)  
鳴瀬山国有林35い1林小班外1



凡例

立2号



公売物件内訳表

売払番号	国有林名	林小班	林齢	面積(ha)	樹種	品質	本数(本)	数量(m <sup>3</sup> )	備考	
立木2号	鳴瀬山	35い1	72	1.28	スギ	正常	2	2.70	皆伐	
						根曲	1	0.31		
					小計			3		3.01
					ヒノキ	正常	463	347.40		
						根曲	572	277.18		
					小計			1,035		624.58
					アカマツ	根曲	4	2.08		
					小計			4		2.08
					その他L	低質	25	9.04		
					小計			25		9.04
		小班計			1,067	638.71				
		35は	70	6.90	スギ	正常	29	43.48		
						根曲	3	0.74		
					小計			32		44.22
					ヒノキ	正常	3,937	1,619.66		
						根曲	5,434	1,220.32		
					小計			9,371		2,839.98
					アカマツ	正常	7	6.56		
						根曲	19	14.43		
					小計			26		20.99
その他L	低質				17	6.81				
小計			17	6.81						
小班計			9,446	2,912.00						
立木2号 合計				8.18	総計		10,513	3,550.71		

## 特約事項

(立木2号：鳴瀬山国有林35い1林小班外)

### 1 販売対象木

本物件は、分収育林に係る皆伐の物件です。伐採した立木は、全て搬出してください。

### 2 保安林等による法令制限

本物件は水源かん養保安林に指定されています。

売払物件の区域内の伐採協議のみ広島北部森林管理署にて協議を行います。これ以外に売払物件の区域内外にかかわらず搬出支障木の伐採及び搬出のための土地の形質変更等を行う場合であって、当該箇所が保安林等の法令制限地である場合は、買受人が広島県等の許認可機関に対し申請等を行い、許可等が得られた後、伐採・搬出が可能となります。

### 3 代金の支払い方法

- (1) 国に支払う代金(以下、「官収分」という)は、国の発行する納入告知書により納付してください。
- (2) 分収育林契約者(以下、「契約者」という)に支払う代金(以下、「民収分」という)は、国が指定する契約者の振込先金融機関の口座に払い込んでください。  
分収育林契約者の人数(口数) 立木2号 4名(4口)
- (3) 分収育林契約者の分収金受取拒否等により供託が必要となる場合がありますので、該当する法務局へ代金の納付期限までに供託を行ってください。
- (4) 入札公告時点の供託予定箇所は、「供託予定箇所一覧表」のとおりです。  
なお、供託者数については契約締結日もしくは振込完了までに増減することがあります。
- (5) 契約者の分収金振込先金融機関情報の使用にあたっては、売買契約締結後に「個人情報の取扱いに関する誓約書」を提出してください。
- (6) 振込等にかかる費用は全て買受人において負担してください。

### 4 延納金及び延滞金

- (1) 売買代金の延納は、官収分に相当する金額についてのみ認めるものとし、民収分は現納してください。
- (2) 売買代金の支払に係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは各費用負担者に支払ってください。

### 5 立木の伐採・搬出

「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守し、立木の伐採・搬出作業を行ってください。

### 6 森林作業道

- (1) 森林作業道の線形を記載した路線計画図と「伐採及び搬出に係るチェックリスト」を契約締結後速やかに提出してください。
- (2) 路線計画を変更する場合は、変更計画を速やかに提出してください。
- (3) 森林作業道作設の際は、「森林作業道作設仕様書」に基づき作設してください。

(4) 搬出終了後の施工状況等の検査により、林地保全上特に問題があると認められる場合は、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の措置を講じさせる場合があります。

(5) 本物件は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下、「盛土規制法」という。)第26条に規定する特定盛土等規制区域に指定されています。森林作業道等の作設において、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理を行う場合は、買受人が工事主として府県知事等への許可申請又は届出が必要になります。

## 7 作業予定表の提出

(1) 買受人は売買契約締結時に広島北部森林管理署が手交する「作業予定表」に必要事項を記入し、作業着手前に管轄の森林事務所へ提出してください。

(2) 作業予定表の提出にあたっては、道路管理者と協議したことが確認出来る書類を添付してください。

## 8 搬出支障木

売払区域外の搬出支障木については、分収育林及び分収造林以外の国有林についてのみ認めますが、支障木の発生は最小限とし、事前に広島北部森林管理署又は管轄の森林事務所に相談して下さい。

また、売払物件の材積の5%以上の支障木が発生した場合は、原因把握のため書類審査を行い、必要に応じて現地審査を実施します。

買受人が行った選木及び標示を広島北部森林管理署長が適当と認めた場合には、別途売買契約を締結します。

## 9 無料利用承認

搬出・運搬作業等で公売物件区域外の国有林内の土地を使用する場合には、事前に管轄する森林事務所に相談してください。使用について広島北部森林管理署長が支障がないと認めた場合、使用後の原状復旧もしくは処置方法について、広島北部森林管理署長の指示に従うことを条件に、無料利用承認の手続きを不要とします。

## 10 国有林外の土地使用について

(1) 搬出・土敷敷等で民有地等を使用する場合は、買受人が地権者等と交渉し、承認を得てから使用してください。

(2) 民有地等を使用した場合は、搬出後に原状回復を行い、地権者等から承認を得てください。

(3) 隣接民家及び付帯施設に対し、損傷を与えないでください。

(4) 隣接民家の生活用水のため、汚濁防止及び末木枝条等により沢水をせき止めることのないよう注意してください。

## 11 搬出に係る注意点

(1) 運搬等で公道を通過する場合は各公道の規定に従ってください。また、道路管理者との調整が必要な場合は、買受人が調整を図り、道路管理者の承認を得てから使用してください。

(2) 公道・作業道・林道等を運搬等により損傷を与えた場合は、買受人の負担において使用開始前と同等の状態になるよう修繕してください。

(3) 公道・作業道・林道の使用にあたっては、広島北部森林管理署の他事業と競合する場合には、事業実行前に広島北部森林管理署と調整を行ってから使用してください。

- (4) 搬出済届提出時には、道路の原状回復が完了し、道路管理者と立会済みであることが確認できる書類を添付してください。

## 12 林野火災防止にかかる取組強化について

- (1) 買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講じてください。

- ① 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きはしないでください。
- ② 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止してください。
- ③ 喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としてください。
- ④ 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物(落葉落枝等)の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰ってください。
- ⑤ 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行ってください。
- ⑥ 市町村長から林野火災注意報が発令された場合には、火の使用の制限の努力義務の対象として指定された区域を確認するとともに、林野火災注意報が解除されるまでの間、火の使用の制限に従うよう努めること。また、林野火災警報が発令された場合には、火の使用の制限の対象として指定された区域を確認するとともに、火の使用制限を徹底すること。

- (2) 買受人は、(1)の各事項について、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底してください。

## 13 その他

- (1) 売払物件の区域周辺の立木の保護に努め、損傷を与えないでください。
- (2) 末木枝条等の処理については、谷や川、または急傾斜地に放置せず、物件区域内の可能な限り平坦地又は緩傾斜地に崩れないように集積してください。
- (3) 売払物件周辺の河川及び沢に対しては、汚濁防止対策に万全を期してください。
- (4) 山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報してください。
- (5) アフリカ豚熱(ASF)対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行ってください。
- (6) 現地案内に参加していない者は本入札に参加することは出来ないものとします。

別紙

供託予定箇所一覧表

※入札公告時点

売払番号	物件所在地	供託先	供託者
立木2号	鳴瀬山国有林 35い1林小班外1	該当なし	

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 06 - 12  
林班： 35

森林事務所： 三次森林事務所  
小班： い 1

国有林名： 鳴瀬山  
伐区：

樹 種 名	材 種 分 区	生 被 別	態 様 分 区	品 質 分 区	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 単 木 材 積	控 除 有 無
スギ山陽	一般材	生立木		正常木	32	24	1	0.85	0.850	無
					48	25	1	1.85	1.850	無
				品質計			2	2.70		
				根曲木	24	15	1	0.31	0.310	無
				品質計			1	0.31		
			態様計		36	21	3	3.01		
		生被計					3	3.01		
	材種計						3	3.01		
一樹種計一							3	3.01		
ヒノキ	一般材	生立木		正常木	14	13	1	0.11	0.110	無
					16	14	3	0.45	0.150	無
					18	15	15	3.00	0.200	無
					20	17	24	6.48	0.270	無
					22	18	30	10.50	0.350	無
					24	19	38	16.34	0.430	無
					26	19	54	27.00	0.500	無
					28	20	67	40.87	0.610	無
					30	20	56	38.64	0.690	無
					32	21	39	31.98	0.820	無
					34	21	37	34.04	0.920	無
					36	22	28	29.96	1.070	無
					38	22	27	32.13	1.190	無
					40	23	15	20.55	1.370	無
					42	24	10	15.70	1.570	無
					44	23	4	6.52	1.630	無
					44	24	3	5.13	1.710	無
					46	24	1	1.85	1.850	無
					46	25	1	1.94	1.940	無
					46	26	1	2.03	2.030	無
					48	25	1	2.10	2.100	無
					48	26	1	2.19	2.190	無
					50	25	2	4.52	2.260	無
					50	26	1	2.36	2.360	無
					52	23	1	2.22	2.220	無
					52	24	1	2.32	2.320	無

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 06 - 12  
林班： 35

森林事務所： 三次森林事務所  
小班： い 1

国有林名： 鳴瀬山  
伐区：

樹 種 名	材 種 分 区	生 被 別	態 様 分 区	品 質 分 区	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 木 材 積	控 除 有 無
ヒノキ	一般材	生立木		正常木	56	23	1	2.54	2.540	無
					66	26	1	3.93	3.930	無
				品質計			463	347.40		
				根曲木	10	11	3	0.15	0.050	無
					12	12	10	0.70	0.070	無
					14	13	24	2.64	0.110	無
					16	14	44	6.60	0.150	無
					18	15	63	12.60	0.200	無
					20	17	60	16.20	0.270	無
					22	18	56	19.60	0.350	無
					24	19	65	27.95	0.430	無
					26	19	63	31.50	0.500	無
					28	20	56	34.16	0.610	無
					30	20	36	24.84	0.690	無
					32	21	30	24.60	0.820	無
					34	21	21	19.32	0.920	無
					36	22	16	17.12	1.070	無
					38	22	7	8.33	1.190	無
					40	23	3	4.11	1.370	無
					42	24	6	9.42	1.570	無
					44	23	2	3.26	1.630	無
					44	24	1	1.71	1.710	無
					46	20	1	1.52	1.520	無
					48	23	1	1.91	1.910	無
					48	25	1	2.10	2.100	無
					50	25	1	2.26	2.260	無
					50	26	1	2.36	2.360	無
					52	23	1	2.22	2.220	無
				品質計			572	277.18		
			態様計		26	19	1,035	624.58		
		生被計					1,035	624.58		
	材種計						1,035	624.58		
一樹種計一							1,035	624.58		
アカマツ	一般材	生立木		根曲木	22	14	1	0.25	0.250	無
					26	18	1	0.43	0.430	無

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

## 樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 06 - 12  
林班： 35森林事務所： 三次森林事務所  
小班： い 1国有林名： 鳴瀬山  
伐区：

樹 種 名	材 種 区 分	生 被 別	態 様 区 分	品 質 区 分	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 単 木 材 積	控 除 有 無
アカマツ	一般材	生立木		根曲木	30	15	1	0.48	0.480	無
					38	19	1	0.92	0.920	無
				品質計			4	2.08		
			態様計		28	17	4	2.08		
		生被計					4	2.08		
	材種計						4	2.08		
－樹種計－							4	2.08		
－N 計－							1,042	629.67		
他L	低質材	生立木		低質	20	13	2	0.38	0.190	無
					20	14	1	0.20	0.200	無
					20	15	2	0.44	0.220	無
					22	11	1	0.19	0.190	無
					22	13	1	0.22	0.220	無
					22	14	1	0.24	0.240	無
					22	15	2	0.52	0.260	無
					24	15	1	0.30	0.300	無
					24	16	2	0.64	0.320	無
					26	14	3	0.96	0.320	無
					26	16	1	0.37	0.370	無
					28	12	1	0.30	0.300	無
					28	15	1	0.39	0.390	無
					30	15	1	0.44	0.440	無
					30	17	1	0.51	0.510	無
					32	18	1	0.61	0.610	無
					38	15	1	0.67	0.670	無
					38	18	1	0.82	0.820	無
					40	17	1	0.84	0.840	無
				品質計			25	9.04		
			態様計		26	15	25	9.04		
		生被計					25	9.04		
	材種計						25	9.04		
－樹種計－							25	9.04		
－L 計－							25	9.04		
－合計－							1,067	638.71		

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 06－ 13  
林班： 35

森林事務所： 三次森林事務所  
小班： は

国有林名： 鳴瀬山  
伐区：

樹 種 名	材 種 分 区	生 被 別	態 様 分 区	品 質 分 区	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 単 木 材 積	控 除 有 無
スギ山陽	一般材	生立木		正常木	22	16	1	0.29	0.290	無
					26	17	1	0.41	0.410	無
					28	21	1	0.58	0.580	無
					30	22	1	0.69	0.690	無
					32	18	1	0.64	0.640	無
					34	20	1	0.79	0.790	無
					34	23	1	0.91	0.910	無
					34	24	1	0.94	0.940	無
					36	18	1	0.79	0.790	無
					36	20	1	0.88	0.880	無
					36	22	1	0.96	0.960	無
					36	25	1	1.09	1.090	無
					38	24	2	2.32	1.160	無
					38	25	1	1.21	1.210	無
					40	24	1	1.27	1.270	無
					40	27	1	1.43	1.430	無
					42	23	1	1.33	1.330	無
					44	24	1	1.51	1.510	無
					44	26	1	1.64	1.640	無
					44	28	1	1.76	1.760	無
					46	27	1	1.85	1.850	無
					46	28	2	3.82	1.910	無
					54	25	1	2.29	2.290	無
					60	27	1	3.00	3.000	無
					60	28	1	3.11	3.110	無
					60	30	1	3.33	3.330	無
					72	30	1	4.64	4.640	無
				品質計			29	43.48		
				根曲木	18	13	1	0.16	0.160	無
					22	16	1	0.29	0.290	無
					24	14	1	0.29	0.290	無
				品質計			3	0.74		
			態様計		40	23	32	44.22		
		生被計					32	44.22		
	材種計						32	44.22		

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 06 - 13  
林班： 35

森林事務所： 三次森林事務所  
小班： は

国有林名： 鳴瀬山  
伐区：

樹 種 名	材 種 分 区	生 被 別	態 様 分 区	品 質 分 区	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 単 木 材 積	控 除 有 無
－ 樹種計－							32	44.22		
ヒノキ	一般材	生立木		正常木	14	12	67	6.70	0.100	無
					16	13	192	26.88	0.140	無
					18	13	339	57.63	0.170	無
					20	14	455	100.10	0.220	無
					22	15	569	159.32	0.280	無
					24	15	559	184.47	0.330	無
					26	16	520	218.40	0.420	無
					28	16	398	191.04	0.480	無
					30	17	255	147.90	0.580	無
					32	17	212	137.80	0.650	無
					34	17	149	108.77	0.730	無
					36	18	5	4.30	0.860	無
					36	19	1	0.91	0.910	無
					36	20	11	10.67	0.970	無
					36	21	15	15.30	1.020	無
					36	22	15	16.05	1.070	無
					36	23	22	24.86	1.130	無
					36	24	16	18.88	1.180	無
					36	25	12	14.88	1.240	無
					38	19	1	1.01	1.010	無
					38	20	5	5.35	1.070	無
					38	21	5	5.65	1.130	無
					38	22	9	10.71	1.190	無
					38	23	13	16.25	1.250	無
					38	24	13	17.03	1.310	無
					38	25	9	12.33	1.370	無
					40	20	2	2.34	1.170	無
					40	21	6	7.44	1.240	無
					40	22	3	3.90	1.300	無
					40	23	12	16.44	1.370	無
					40	24	5	7.15	1.430	無
					42	22	5	7.15	1.430	無
					42	23	9	13.50	1.500	無
					42	24	5	7.85	1.570	無

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

## 樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 06 - 13  
林班： 35森林事務所： 三次森林事務所  
小班： は国有林名： 鳴瀬山  
伐区：

樹 種 名	材 種 分 区	生 被 別	態 様 分 区	品 質 分 区	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 単 木 材 積	控 除 有 無
ヒノキ	一般材	生立木		正常木	42	25	2	3.28	1.640	無
					44	18	1	1.24	1.240	無
					44	21	1	1.47	1.470	無
					44	23	2	3.26	1.630	無
					44	24	6	10.26	1.710	無
					44	25	2	3.58	1.790	無
					44	26	1	1.87	1.870	無
					46	20	1	1.52	1.520	無
					46	23	1	1.77	1.770	無
					46	24	2	3.70	1.850	無
					46	25	1	1.94	1.940	無
					48	26	1	2.19	2.190	無
					50	25	1	2.26	2.260	無
					50	26	1	2.36	2.360	無
				品質計			3,937	1,619.66		
				根曲木	8	8	3	0.06	0.020	無
					10	9	39	1.56	0.040	無
					12	11	401	28.07	0.070	無
					14	12	706	70.60	0.100	無
					16	13	899	125.86	0.140	無
					18	13	883	150.11	0.170	無
					20	14	771	169.62	0.220	無
					22	15	611	171.08	0.280	無
					24	15	449	148.17	0.330	無
					26	16	280	117.60	0.420	無
					28	16	168	80.64	0.480	無
					30	17	105	60.90	0.580	無
					32	17	57	37.05	0.650	無
					34	17	30	21.90	0.730	無
					36	19	2	1.82	0.910	無
					36	20	4	3.88	0.970	無
					36	21	2	2.04	1.020	無
					36	22	3	3.21	1.070	無
					36	23	5	5.65	1.130	無
					38	20	1	1.07	1.070	無

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 06 - 13  
林班： 35

森林事務所： 三次森林事務所  
小班： は

国有林名： 鳴瀬山  
伐区：

樹 種 名	材 種 分 区	生 被 別	態 様 分 区	品 質 分 区	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 単 木 材 積	控 除 有 無
ヒノキ	一般材	生立木		根曲木	38	21	1	1.13	1.130	無
					38	22	1	1.19	1.190	無
					38	23	3	3.75	1.250	無
					38	24	1	1.31	1.310	無
					40	20	2	2.34	1.170	無
					40	22	4	5.20	1.300	無
					40	23	1	1.37	1.370	無
					42	24	2	3.14	1.570	無
				品質計			5,434	1,220.32		
			態様計		22	14	9,371	2,839.98		
		生被計					9,371	2,839.98		
	材種計						9,371	2,839.98		
一樹種計一							9,371	2,839.98		
アカマツ	一般材	生立木		正常木	24	16	1	0.34	0.340	無
					32	22	1	0.76	0.760	無
					34	16	1	0.64	0.640	無
					40	21	1	1.11	1.110	無
					40	23	1	1.21	1.210	無
					42	20	1	1.16	1.160	無
					48	18	1	1.34	1.340	無
				品質計			7	6.56		
				根曲木	18	15	1	0.18	0.180	無
					20	17	1	0.25	0.250	無
					28	17	1	0.47	0.470	無
					30	12	1	0.40	0.400	無
					30	15	1	0.48	0.480	無
					30	16	2	1.02	0.510	無
					30	17	1	0.54	0.540	無
					30	18	1	0.56	0.560	無
					32	17	1	0.60	0.600	無
					32	20	1	0.70	0.700	無
					38	16	1	0.79	0.790	無
					38	18	1	0.88	0.880	無
					38	23	1	1.09	1.090	無
					40	16	1	0.87	0.870	無

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 06 - 13  
林班： 35

森林事務所： 三次森林事務所  
小班： は

国有林名： 鳴瀬山  
伐区：

樹 種 名	材 種 分 区	生 被 別	態 様 分 区	品 質 分 区	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 単 木 材 積	控 除 有 無
アカマツ	一般材	生立木		根曲木	40	18	1	0.96	0.960	無
					42	17	1	1.00	1.000	無
					44	16	1	1.02	1.020	無
					58	25	1	2.62	2.620	無
				品質計			19	14.43		
			態様計		34	18	26	20.99		
		生被計					26	20.99		
	材種計						26	20.99		
－樹種計－							26	20.99		
－N計－							9,429	2,905.19		
他L	低質材	生立木		低質	20	12	1	0.17	0.170	無
					20	14	1	0.20	0.200	無
					22	13	1	0.22	0.220	無
					22	14	1	0.24	0.240	無
					24	16	2	0.64	0.320	無
					26	15	2	0.68	0.340	無
					26	16	1	0.37	0.370	無
					26	17	1	0.40	0.400	無
					28	15	3	1.17	0.390	無
					32	15	1	0.50	0.500	無
					34	18	1	0.68	0.680	無
					36	18	1	0.75	0.750	無
					40	16	1	0.79	0.790	無
				品質計			17	6.81		
			態様計		26	15	17	6.81		
		生被計					17	6.81		
	材種計						17	6.81		
－樹種計－							17	6.81		
－L計－							17	6.81		
－合計－							9,446	2,912.00		

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

立木 3 号

# 第1回 立木公売物件

## 立木3号林内写真

所在：広島県三次市日下町 鳴瀬山国有林35い2林小班

スギ



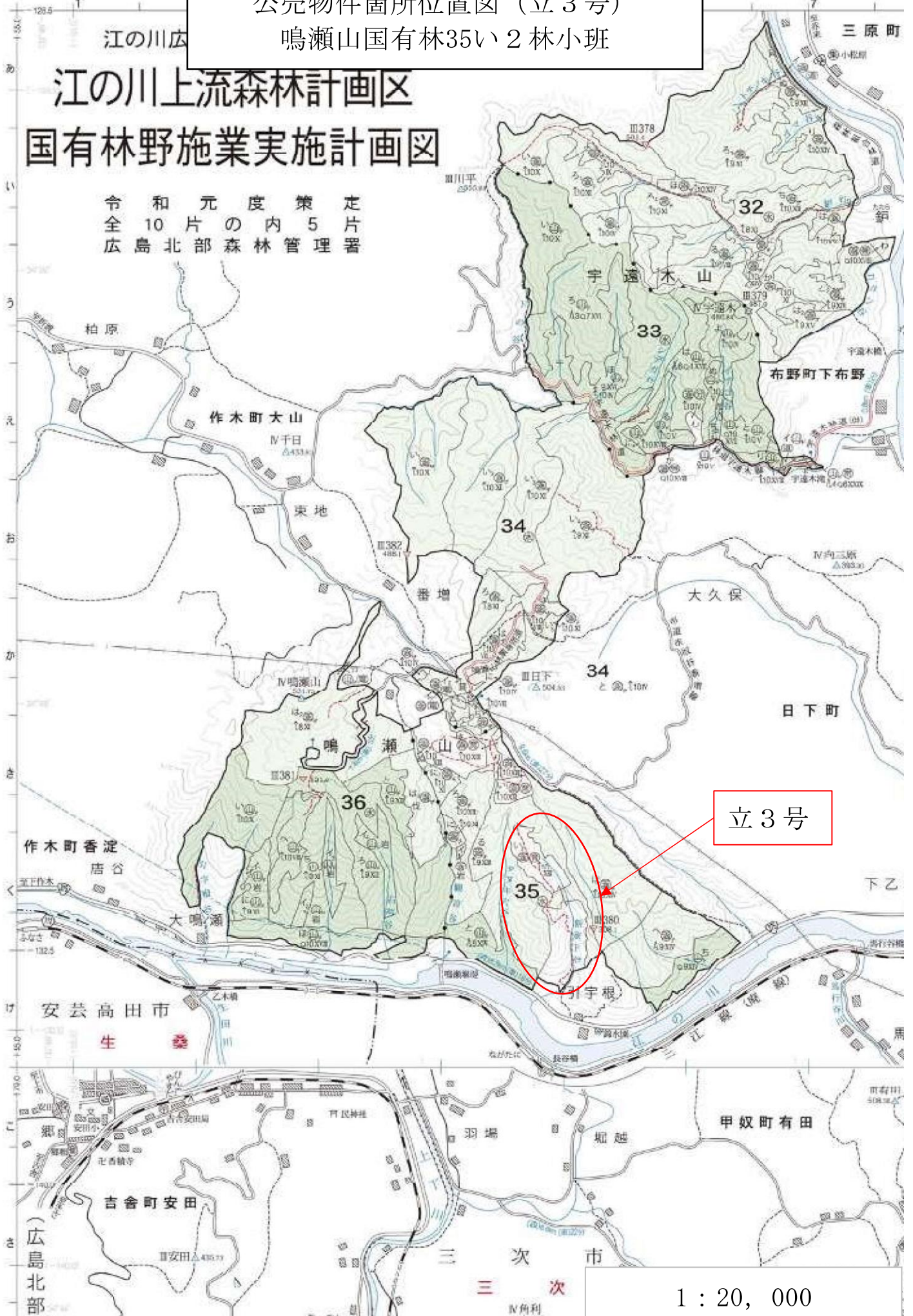
ヒノキ



公売物件箇所位置図 (立3号)  
鳴瀬山国有林35い2林小班

江の川上流森林計画区  
国有林野施業実施計画図

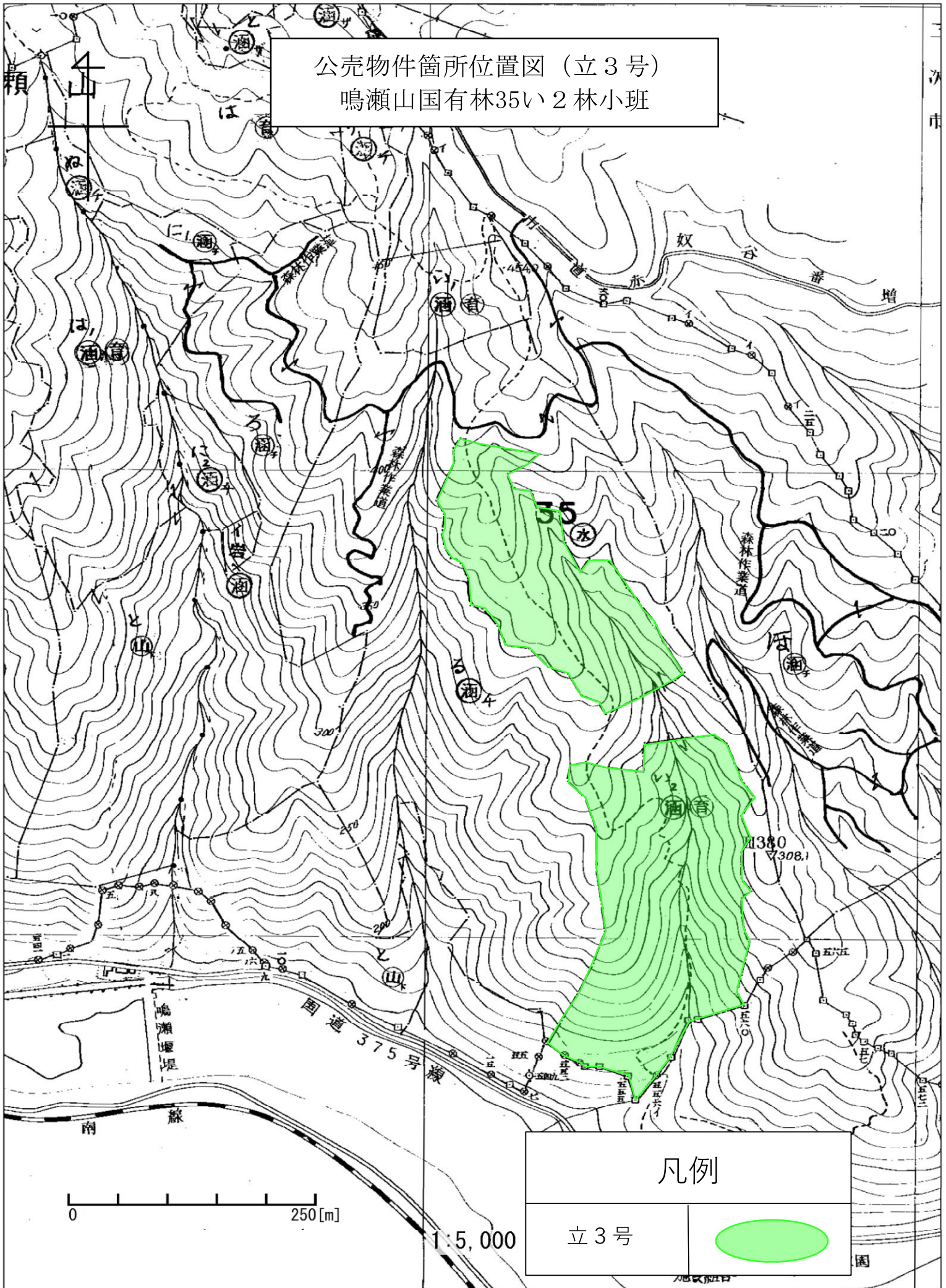
令和元年度策定  
全10片の内5片  
広島北部森林管理署



立3号

1 : 20, 000

公売物件箇所位置図 (立3号)  
 鳴瀬山国有林35い2林小班



0 250 [m]

1:5,000

凡例	
立3号	

園

公売物件内訳表

売払番号	国有林名	林小班	林齢	面積(ha)	樹種	品質	本数(本)	数量(m <sup>3</sup> )	備考
立木3号	鳴瀬山	35い2	72	8.42	スギ	正常	602	857.49	皆伐
						根曲	502	500.37	
						低質	98	62.02	
					小計		1,202	1,419.88	
					ヒノキ	正常	2,699	1,808.09	
						根曲	2,945	1,470.48	
						低質	252	76.28	
					小計		5,896	3,354.85	
					アカマツ	正常	1	0.96	
						低質	1	0.46	
					小計		2	1.42	
					クリ	根曲	1	0.76	
					小計		1	0.76	
					アベマキ	低質	1	0.66	
					小計		1	0.66	
					ナラ	低質	2	0.74	
					小計		2	0.74	
					その他L	低質	72	35.36	
小計		72	35.36						
小班計		7,176	4,813.67						
立木3号 合計				8.42	総計		7,176	4,813.67	

## 特約事項

(立木3号：鳴瀬山国有林35い2林小班)

### 1 販売対象木

本物件は、分収育林に係る皆伐の物件です。伐採した立木は、全て搬出してください。

### 2 保安林等による法令制限

本物件は水源かん養保安林に指定されています。

売払物件の区域内の伐採協議のみ広島北部森林管理署にて協議を行います。これ以外に売払物件の区域内外にかかわらず搬出支障木の伐採及び搬出のための土地の形質変更等を行う場合であって、当該箇所が保安林等の法令制限地である場合は、買受人が広島県等の許認可機関に対し申請等を行い、許可等が得られた後、伐採・搬出が可能となります。

### 3 代金の支払い方法

- (1) 国に支払う代金(以下、「官収分」という)は、国の発行する納入告知書により納付してください。
- (2) 分収育林契約者(以下、「契約者」という)に支払う代金(以下、「民収分」という)は、国が指定する契約者の振込先金融機関の口座に払い込んでください。  
分収育林契約者の人数(口数) 立木3号 2名(2口)
- (3) 分収育林契約者の分収金受取拒否等により供託が必要となる場合がありますので、該当する法務局へ代金の納付期限までに供託を行ってください。
- (4) 入札公告時点の供託予定箇所は、「供託予定箇所一覧表」のとおりです。  
なお、供託者数については契約締結日もしくは振込完了までに増減することがあります。
- (5) 契約者の分収金振込先金融機関情報の使用にあたっては、売買契約締結後に「個人情報の取扱いに関する誓約書」を提出してください。
- (6) 振込等にかかる費用は全て買受人において負担してください。

### 4 延納金及び延滞金

- (1) 売買代金の延納は、官収分に相当する金額についてのみ認めるものとし、民収分は現納してください。
- (2) 売買代金の支払に係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは各費用負担者に支払ってください。

### 5 立木の伐採・搬出

「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守し、立木の伐採・搬出作業を行ってください。

### 6 森林作業道

- (1) 森林作業道の線形を記載した路線計画図と「伐採及び搬出に係るチェックリスト」を契約締結後速やかに提出してください。
- (2) 路線計画を変更する場合は、変更計画を速やかに提出してください。
- (3) 森林作業道作設の際は、「森林作業道作設仕様書」に基づき作設してください。

(4) 搬出終了後の施工状況等の検査により、林地保全上特に問題があると認められる場合は、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の措置を講じさせる場合があります。

(5) 本物件は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下、「盛土規制法」という。)第26条に規定する特定盛土等規制区域に指定されています。森林作業道等の作設において、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理を行う場合は、買受人が工事主として府県知事等への許可申請又は届出が必要になります。

## 7 作業予定表の提出

(1) 買受人は売買契約締結時に広島北部森林管理署が手交する「作業予定表」に必要事項を記入し、作業着手前に管轄の森林事務所へ提出してください。

(2) 作業予定表の提出にあたっては、道路管理者と協議したことが確認出来る書類を添付してください。

## 8 搬出支障木

売払区域外の搬出支障木については、分収育林及び分収造林以外の国有林についてのみ認めますが、支障木の発生は最小限とし、事前に広島北部森林管理署又は管轄の森林事務所に相談して下さい。

また、売払物件の材積の5%以上の支障木が発生した場合は、原因把握のため書類審査を行い、必要に応じて現地審査を実施します。

買受人が行った選木及び標示を広島北部森林管理署長が適当と認めた場合には、別途売買契約を締結します。

## 9 無料利用承認

搬出・運搬作業等で公売物件区域外の国有林内の土地を使用する場合には、事前に管轄する森林事務所に相談してください。使用について広島北部森林管理署長が支障がないと認めた場合、使用後の原状復旧もしくは処置方法について、広島北部森林管理署長の指示に従うことを条件に、無料利用承認の手続きを不要とします。

## 10 国有林外の土地使用について

(1) 搬出・土敷敷等で民有地等を使用する場合は、買受人が地権者等と交渉し、承認を得てから使用してください。

(2) 民有地等を使用した場合は、搬出後に原状回復を行い、地権者等から承認を得てください。

(3) 隣接民家及び付帯施設に対し、損傷を与えないでください。

(4) 隣接民家の生活用水のため、汚濁防止及び末木枝条等により沢水をせき止めることのないよう注意してください。

## 11 搬出に係る注意点

(1) 運搬等で公道を通過する場合は各公道の規定に従ってください。また、道路管理者との調整が必要な場合は、買受人が調整を図り、道路管理者の承認を得てから使用してください。

(2) 公道・作業道・林道等を運搬等により損傷を与えた場合は、買受人の負担において使用開始前と同等の状態になるよう修繕してください。

(3) 公道・作業道・林道の使用にあたっては、広島北部森林管理署の他事業と競合する場合には、事業実行前に広島北部森林管理署と調整を行ってから使用してください。

- (4) 搬出済届提出時には、道路の原状回復が完了し、道路管理者と立会済みであることが確認できる書類を添付してください。
- (5) 国道の上部に位置することから、端材や石等が国道に落ちないように対策を徹底し、国道の隣接箇所には森林作業道を作設しないでください。
- (6) 県が落石対策として分収育林内の岩石をアンカー等で固定しているため、損傷を与えないような伐採・搬出を行ってください。

## 12 林野火災防止にかかる取組強化について

- (1) 買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講じてください。
  - ① 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きはしないでください。
  - ② 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止してください。
  - ③ 喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としてください。
  - ④ 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物(落葉落枝等)の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰ってください。
  - ⑤ 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行ってください。
  - ⑥ 市町村長から林野火災注意報が発令された場合には、火の使用の制限の努力義務の対象として指定された区域を確認するとともに、林野火災注意報が解除されるまでの間、火の使用の制限に従うよう努めること。また、林野火災警報が発令された場合には、火の使用の制限の対象として指定された区域を確認するとともに、火の使用制限を徹底すること。
- (2) 買受人は、(1)の各事項について、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底してください。

## 13 その他

- (1) 売払物件の区域周辺の立木の保護に努め、損傷を与えないでください。
- (2) 末木枝条等の処理については、谷や川、または急傾斜地に放置せず、物件区域内の可能な限り平坦地又は緩傾斜地に崩れないように集積してください。
- (3) 売払物件周辺の河川及び沢に対しては、汚濁防止対策に万全を期してください。
- (4) 山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報してください。
- (5) アフリカ豚熱(ASF)対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行ってください。
- (6) 現地案内に参加していない者は本入札に参加することは出来ないものとします。

供託予定箇所一覧表

※入札公告時点

売払番号	物件所在地	供託先	供託者
立木3号	鳴瀬山国有林 35い2林小班	該当なし	

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 07 - 61  
林班： 35

森林事務所： 三次森林事務所  
小班： い 2

国有林名： 鳴瀬山  
伐区：

樹 種 名	材 種 分 区	生 被 別	態 様 分 区	品 質 分 区	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 単 木 材 積	控 除 有 無
スギ山陽	一般材	生立木		正常木	14	10	1	0.08	0.080	無
					18	16	2	0.40	0.200	無
					20	17	6	1.50	0.250	無
					22	18	9	2.88	0.320	無
					24	18	16	6.08	0.380	無
					26	18	18	7.92	0.440	無
					28	20	19	10.45	0.550	無
					30	21	27	17.82	0.660	無
					32	21	35	25.90	0.740	無
					34	22	39	33.93	0.870	無
					36	22	33	31.68	0.960	無
					38	23	31	34.41	1.110	無
					40	23	47	57.34	1.220	無
					42	23	49	65.17	1.330	無
					44	24	40	60.40	1.510	無
					46	25	45	76.95	1.710	無
					48	25	45	83.25	1.850	無
					50	25	36	71.64	1.990	無
					52	25	31	66.34	2.140	無
					54	26	23	54.74	2.380	無
					56	26	18	45.90	2.550	無
					58	26	10	27.10	2.710	無
					60	26	7	20.23	2.890	無
					62	28	4	13.20	3.300	無
					64	25	4	12.52	3.130	無
					66	28	3	11.10	3.700	無
					70	27	1	3.97	3.970	無
					72	29	1	4.49	4.490	無
					76	28	1	4.79	4.790	無
					82	27	1	5.31	5.310	無
				品質計			602	857.49		
				根曲木	16	13	3	0.39	0.130	無
					18	16	9	1.80	0.200	無
					20	17	19	4.75	0.250	無
					22	18	23	7.36	0.320	無

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 07 - 61  
林班： 35

森林事務所： 三次森林事務所  
小班： い 2

国有林名： 鳴瀬山  
伐区：

樹 種 名	材 種 区 分	生 被 別	態 様 区 分	品 質 区 分	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 単 木 材 積	控 除 有 無
スギ山陽	一般材	生立木		根曲木	24	18	30	11.40	0.380	無
					26	18	32	14.08	0.440	無
					28	20	37	20.35	0.550	無
					30	21	46	30.36	0.660	無
					32	21	39	28.86	0.740	無
					34	22	38	33.06	0.870	無
					36	22	37	35.52	0.960	無
					38	23	31	34.41	1.110	無
					40	23	30	36.60	1.220	無
					42	23	27	35.91	1.330	無
					44	24	19	28.69	1.510	無
					46	25	15	25.65	1.710	無
					48	25	18	33.30	1.850	無
					50	25	14	27.86	1.990	無
					52	25	10	21.40	2.140	無
					54	26	9	21.42	2.380	無
					56	26	4	10.20	2.550	無
					58	26	3	8.13	2.710	無
					60	24	3	8.01	2.670	無
					62	26	2	6.14	3.070	無
					64	25	2	6.26	3.130	無
					70	27	1	3.97	3.970	無
					78	25	1	4.49	4.490	無
				品質計			502	500.37		
			態様計		38	22	1,104	1,357.86		
		生被計					1,104	1,357.86		
	材種計						1,104	1,357.86		
	低質材	生立木		低質	14	11	3	0.27	0.090	無
					16	12	8	0.96	0.120	無
					18	16	8	1.60	0.200	無
					20	17	8	2.00	0.250	無
					22	18	9	2.88	0.320	無
					24	18	8	3.04	0.380	無
					26	18	7	3.08	0.440	無
					28	20	7	3.85	0.550	無

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

## 樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 07 - 61  
林班： 35森林事務所： 三次森林事務所  
小班： い 2国有林名： 鳴瀬山  
伐区：

樹 種 名	材 種 分	生 被 別	態 様 分 区	品 質 分 区	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 木 材 積	控 除 有 無
スギ山陽	低質材	生立木		低質	30	21	8	5.28	0.660	無
					32	21	6	4.44	0.740	無
					34	22	6	5.22	0.870	無
					36	22	4	3.84	0.960	無
					38	23	2	2.22	1.110	無
					40	23	2	2.44	1.220	無
					42	23	3	3.99	1.330	無
					44	24	3	4.53	1.510	無
					46	25	2	3.42	1.710	無
					48	25	2	3.70	1.850	無
					56	26	1	2.55	2.550	無
					58	26	1	2.71	2.710	無
				品質計			98	62.02		
			態様計		28	19	98	62.02		
		生被計					98	62.02		
	材種計						98	62.02		
一樹種計一							1,202	1,419.88		
ヒノキ	一般材	生立木		正常木	10	11	1	0.05	0.050	無
					12	13	4	0.32	0.080	無
					14	16	23	2.99	0.130	無
					16	16	45	7.65	0.170	無
					18	16	121	25.41	0.210	無
					20	17	202	54.54	0.270	無
					22	18	235	82.25	0.350	無
					24	18	271	111.11	0.410	無
					26	19	316	158.00	0.500	無
					28	20	300	183.00	0.610	無
					30	21	308	224.84	0.730	無
					32	22	269	234.03	0.870	無
					34	22	204	197.88	0.970	無
					36	23	144	162.72	1.130	無
					38	23	110	137.50	1.250	無
					40	23	62	84.94	1.370	無
					42	23	33	49.50	1.500	無
					44	23	17	27.71	1.630	無

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 07 - 61  
林班： 35

森林事務所： 三次森林事務所  
小班： い 2

国有林名： 鳴瀬山  
伐区：

樹 種 名	材 種 分 区	生 被 別	態 様 分 区	品 質 分 区	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 単 木 材 積	控 除 有 無
ヒノキ	一般材	生立木		正常木	46	24	23	42.55	1.850	無
					48	22	8	14.56	1.820	無
					50	24	2	4.32	2.160	無
					52	23	1	2.22	2.220	無
				品質計			2,699	1,808.09		
				根曲木	8	8	2	0.04	0.020	無
					10	9	6	0.24	0.040	無
					12	11	22	1.54	0.070	無
					14	16	113	14.69	0.130	無
					16	16	181	30.77	0.170	無
					18	16	261	54.81	0.210	無
					20	17	348	93.96	0.270	無
					22	18	358	125.30	0.350	無
					24	18	347	142.27	0.410	無
					26	19	334	167.00	0.500	無
					28	20	298	181.78	0.610	無
					30	21	217	158.41	0.730	無
					32	22	147	127.89	0.870	無
					34	22	107	103.79	0.970	無
					36	23	77	87.01	1.130	無
					38	23	50	62.50	1.250	無
					40	23	34	46.58	1.370	無
					42	23	18	27.00	1.500	無
					44	23	8	13.04	1.630	無
					46	24	13	24.05	1.850	無
					48	19	3	4.65	1.550	無
					60	25	1	3.16	3.160	無
				品質計			2,945	1,470.48		
			態様計		26	19	5,644	3,278.57		
		生被計					5,644	3,278.57		
	材種計						5,644	3,278.57		
	低質材	生立木		低質	8	8	2	0.04	0.020	無
					10	10	12	0.48	0.040	無
					12	11	23	1.61	0.070	無
					14	16	31	4.03	0.130	無

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 07 - 61  
林班： 35

森林事務所： 三次森林事務所  
小班： い 2

国有林名： 鳴瀬山  
伐区：

樹種名	材種分	生被別	態様分	品質分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均木材積	控除有無
ヒノキ	低質材	生立木		低質	16	16	30	5.10	0.170	無
					18	16	25	5.25	0.210	無
					20	17	38	10.26	0.270	無
					22	18	24	8.40	0.350	無
					24	18	22	9.02	0.410	無
					26	19	18	9.00	0.500	無
					28	20	7	4.27	0.610	無
					30	21	5	3.65	0.730	無
					32	22	5	4.35	0.870	無
					34	22	6	5.82	0.970	無
					36	23	2	2.26	1.130	無
					40	23	2	2.74	1.370	無
				品質計			252	76.28		
			態様計		20	17	252	76.28		
		生被計					252	76.28		
	材種計						252	76.28		
一樹種計一							5,896	3,354.85		
アカマツ山陽	一般材	生立木		正常木	46	14	1	0.96	0.960	無
				品質計			1	0.96		
			態様計		46	14	1	0.96		
		生被計					1	0.96		
	材種計						1	0.96		
	低質材	生立木		低質	26	20	1	0.46	0.460	無
				品質計			1	0.46		
			態様計		26	20	1	0.46		
		生被計					1	0.46		
	材種計						1	0.46		
一樹種計一							2	1.42		
一N計一							7,100	4,776.15		
クリ	一般材	生立木		根曲木	34	20	1	0.76	0.760	無
				品質計			1	0.76		
			態様計		34	20	1	0.76		
		生被計					1	0.76		
	材種計						1	0.76		
一樹種計一							1	0.76		

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 07 - 61  
林班： 35

森林事務所： 三次森林事務所  
小班： い 2

国有林名： 鳴瀬山  
伐区：

樹 種 名	材 種 分	生 被 別	態 様 分 区	品 質 分 区	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 木 材 積	控 除 有 無
アベマキ	低質材	生立木		低質	32	20	1	0.66	0.660	無
				品質計			1	0.66		
			態様計		32	20	1	0.66		
		生被計					1	0.66		
	材種計						1	0.66		
- 樹種計 -							1	0.66		
ナラ	低質材	生立木		低質	24	16	1	0.32	0.320	無
					28	16	1	0.42	0.420	無
				品質計			2	0.74		
			態様計		26	16	2	0.74		
		生被計					2	0.74		
	材種計						2	0.74		
- 樹種計 -							2	0.74		
他L	低質材	生立木		低質	14	12	1	0.09	0.090	無
					16	12	1	0.12	0.120	無
					16	13	2	0.26	0.130	無
					16	15	1	0.14	0.140	無
					18	15	1	0.18	0.180	無
					20	9	1	0.13	0.130	無
					20	13	5	0.95	0.190	無
					20	15	1	0.22	0.220	無
					20	16	2	0.46	0.230	無
					22	14	1	0.24	0.240	無
					22	15	4	1.04	0.260	無
					22	17	2	0.60	0.300	無
					24	14	1	0.28	0.280	無
					24	17	1	0.34	0.340	無
					26	12	2	0.54	0.270	無
					26	13	1	0.29	0.290	無
					26	14	1	0.32	0.320	無
					26	15	1	0.34	0.340	無
					26	16	2	0.74	0.370	無
					26	18	1	0.42	0.420	無
					28	9	1	0.22	0.220	無
					28	16	1	0.42	0.420	無

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 07 - 61  
林班： 35

森林事務所： 三次森林事務所  
小班： い 2

国有林名： 鳴瀬山  
伐区：

樹 種 名	材 種 分 区	生 被 別	態 様 分 区	品 質 分 区	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 木 材 積	控 除 有 無
他 L	低質材	生立木		低質	28	17	1	0.45	0.450	無
					30	11	1	0.31	0.310	無
					30	14	3	1.23	0.410	無
					30	15	1	0.44	0.440	無
					30	16	2	0.96	0.480	無
					30	18	3	1.62	0.540	無
					30	20	1	0.61	0.610	無
					32	15	2	1.00	0.500	無
					32	16	1	0.53	0.530	無
					32	17	2	1.14	0.570	無
					32	18	1	0.61	0.610	無
					32	19	1	0.65	0.650	無
					34	14	1	0.51	0.510	無
					34	17	2	1.26	0.630	無
					34	18	1	0.68	0.680	無
					36	15	3	1.83	0.610	無
					36	18	2	1.50	0.750	無
					38	16	1	0.72	0.720	無
					38	17	1	0.77	0.770	無
					40	13	1	0.62	0.620	無
					40	18	1	0.90	0.900	無
					42	15	1	0.80	0.800	無
					42	20	1	1.10	1.100	無
					46	16	1	1.01	1.010	無
					48	15	1	1.01	1.010	無
					50	23	1	1.76	1.760	無
					66	24	1	3.00	3.000	無
				品質計			72	35.36		
			態様計		30	15	72	35.36		
		生被計					72	35.36		
	材種計						72	35.36		
一樹種計一							72	35.36		
一L計一							76	37.52		
一合計一							7,176	4,813.67		

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。